

令和3年度 第41次宇都宮市住居表示等審議会（第3回）会議録

- | | |
|------------|---|
| 1 日 時 | 令和3年12月24日（金曜日）午前9時30分 |
| 2 場 所 | 宇都宮市役所 14A会議室 |
| 3 出席者 | 篠崎茂雄委員，伊澤恵子委員，柿沼賢委員，杉山豊委員，
山崎一生委員，渋谷崇広委員，國安雅史委員，豊田賢治委員，
相澤哲夫委員，小野義一委員，井野康資委員，竹内律委員 |
| 4 欠席者 | 木村由美子委員 |
| 幹 事 | 石川東部区画整理事業課長 |
| 事務局 | 鈴木市民まちづくり部長，會澤市民まちづくり部次長，
鈴木市民まちづくり部副参事，田代市民課長，館野市民課長補佐，
清水市民課企画グループ係長，久保井市民課企画グループ総括，
田崎市民課企画グループ主任主事 |
| 5 公開・非公開の別 | 公開 |
| 6 傍聴者 | なし |
| 7 議 事 | (1) アンケート調査及び区域内説明会の結果について
(2) 平松ひかりヶ丘自治会からの要望について
(3) 今後の対応について
(4) スケジュール |

【開 会】午前9時30分

(1) アンケート調査及び区域内説明会の結果について

- | | |
|-----|---|
| 会 長 | それでは，本日の議事である「(1) アンケート調査及び区域内説明会の結果について」審議していく。 |
| | 第2回審議会後，アンケート調査及び区域内説明会を実施したので，その結果について，事務局より説明をお願いしたい。 |
| 事務局 | それでは，「(1) アンケート調査結果及び区域内説明会の結果について」報告する前に，第2回審議会でもとめた町の区域案及び名称案，所管事務所について説明する。 <u>資料1</u> をご覧ください。 |
| | 前回のおさらいにはなるが，町の区域案及び名称案については，地元住民の意見を踏まえて案をまとめたとの審議がされ，都市計画道路及び市道981号線で境界を定めた区域案1，都市計画道路と区画道路で定めた区域案2，現在の町の境界をなるべく活かした区域案3の3つの案について，アンケート調査を実施した。 |
| | また，町の名称案については，「平松●丁目，東峰●丁目」とする案，「平松台●丁目，東峰●丁目」とする案，新しく「産業通り●丁目」とする案や，「宇大東南部●丁目」とする案の4つの名称案について審議した結果，現在の「平松」や「東峰」を残しながら，分かりやすい町名にする |

ため、平成15年度20年度に公園名について募集を行い、いただいたご意見を基に検討し決定された「平松台」「東峰」を当審議会の町の名称案としてアンケート調査を実施した。

なお、「丁目」については、基準点である旧市役所（本町1番14号）に最も近いところを起点として、配列をしている。

続いて、所管事務所案について資料2をご覧いただきたい。

現在の所管事務所は、峰町が本庁、平松本町が横川地区市民センター、東峰町及び石井町が平石地区市民センターとなっているが、所管事務所案については、各区域案に合わせた案となっており、「平松台」については、現在の「平松本町」であることから、横川地区市民センター、「東峰」については、現在の「東峰町」が大部分を占めていることから「平石地区市民センター」を所管事務所案とし、区域内説明会で説明を行なったところである。

それでは、「(1) アンケート調査結果及び区域内説明会の結果について」報告する。資料3をご覧いただきたい。

「アンケート調査」の実施期間については、10月14日から29日となっていたが、同封した返信用封筒の有効期限11月30日まで回収を行なった。対象だが、当該区域にお住まいの世帯、法人、土地の権利者であり、合計1,809部を配付した。内容については、第2回審議会で審議した町の区域案1～3及び名称案についてアンケート調査を実施し、左から各自治会の配布数から回収数、各回答について記載している。

今回のアンケート調査については、表の一番下のとおり、11月末で531部回収して、回収率は29.4パーセントとなった。

それでは、調査事項1つ目の町の区域案についてだが、町の区域案については、全体としては区域案2が35.4%と最も多くあったが、平松ひかりヶ丘自治会については、区域案3が31.3%と多い結果となった。

「区域案1が良い」を選んだ方の意見としては、「都市計画道路などの主要道路を基に区域割すべきだ。」「案1は大きな道路で区切られているので分かりやすくてよい。」と同様な意見が4件あった。

次に「区域案2が良い」を選んだ方の意見としては、「四角形に近い分け方が分かりやすい。」と同様の意見が11件、「これからの人が分かりやすい区域にすべき。」と同様の意見が3件あった。

次に、「区域案3が良い」を選んだ方の意見としては、「現在の境界を活かした案が良い。」と同様の意見が7件あった。

次に、「その他」を選んだ方の意見としては、「今までどおりで良い。」と同様の意見が21件、自治会の境界に関する意見が12件、学区に関する意見が5件あり、現在の町の区域を変更したくない方や、現在の自治会区域や学区の影響に関する意見があった。

次に、町の名称案について報告する。今回の名称案である「平松台●丁

目、「東峰●丁目」については、全体の約8割の方から「良い」と回答をいただいた。「別の案が良い」を選んだ方の意見としては、「台」が付いた経緯に関する意見が8件、当該区域の高さに関する意見が4件、「平松●丁目」を要望する意見が11件、「現在の町名のままが良い」と同様の意見が37件、「平松本町●丁目が良い。」と同様の意見が15件あった。以上が、アンケート調査の結果である。

続いて、[資料4](#)をご覧ください。

それでは、区域内説明会の結果について報告する。「1 実施日」だが、11月15日、19日、22日の3日間開催し、合計で47名の出席があった。「2 内容」については、記載のとおりとなっている。

次に「3 主な意見」について報告する。

まず、「(1) 町の区域案について」だが、「これからの人たちのために、大きい道路などで分かりやすい町の区域にした方が良い。」「町の区域が変更しても地域とのつながりは変わらないのではないか。」「区域案1から3ともに、産業通り東側については一部住所が「平松本町」から「東峰●丁目」になることで自治会内の分断が生じてしまう。」「今までどおりの町の境界にしてほしい。」「自治会内で町名が分かれることは、市が推奨する自治会活動及び町の活力低下につながる。」といったご意見をいただいた。こちらについては、住居表示実施に伴う自治会の変更はない旨を説明させていただいたところではあるが、平松ひかりヶ丘自治会としては、区域案の修正を強く要望する声があった。

次に「(2) 町の名称案について」だが、「平松本町●丁目」にしてほしいとのご意見をいただいたが、「平松本町」については、今回の宇都宮大学東南部第1地区以外にも存在する町名であり、「平松本町1丁目」などの町名にすると、住所をハイフン表記などの略式で記載する際の区別が難しくなることから、まぎらわしい名称が生じないよう配慮した名称案であることを説明した。

また、「台」は聞いたことがないので、「平松●丁目」にしてほしい。」「「台」については、江川西側の住民や一部の住民が呼んでいるだけだ。」など、町の名称については「平松●丁目」を強く要望する声があった。町の名称案については、公園名に「台」を付けた経緯や「平松」や「東峰」を残しながら分かりやすい町名にするため公園名に合わせた名称案としたことを説明させていただいたが、平松ひかりヶ丘自治会からは町の名称について変更を要望するご意見をいただいた。

最後に「(3) その他」だが、「学区は将来的に町名に合わせて変更されるのか。」「住所変更手続きに伴う費用補償はあるのか。」とご質問をいただいたが、住居表示実施に伴い、町の区域が変わっても、学区は変わらないことや、費用補償はないことを説明させていただいた。

なお、「所管事務所案」についてのご質問等はなかった。

以上が区域内説明会の結果となるが、アンケート調査や全ての区域内説明会でご意見をいただいた自治会区域や学区については、住居表示実施に伴い変更することはないことを改めてご報告する。

以上で報告を終わりにする。

会 長

アンケート調査及び区域内説明会の結果についての報告が終わったが、何かご質問があればご発言をお願いしたい。アンケートの結果など、初めてご覧になる方もいるかもしれない。そういった中で何かご意見ということだが、意見についてはかなり割合が分散されている。私の方から1点、町の名称案については、「平松台」、「平松」それぞれ意見があったと思う。アンケート調査では、ほとんどの方が「平松台」で良いという結果が出ている。私は栃木県博物館の者であり、歴史・文化の観点からこの審議会の方に参加させていただいているわけだが、前回の審議会の時には公園に「平松台」という名称が付いているということ、前回の審議会の中でも「平松」にしたいという強い意見がなかったので「平松台」ということで定着しているものという観点から、特にこの点は触れてこなかったわけだが、アンケート調査を見てみると「なぜ「台」になったのか。」「台」になった経緯や「平松」が良い。」というご意見も多数寄せられている中で、そのところは少しアンケート調査とはまた別に検討しなければならないと感じている。積極的な理由としては、公園の名前が付いているところでの「平松台」ということになるかと思うが、地域の方々が「平松台」という名称をどれだけ浸透しているのかというところがポイントになってくるのではないかと。

警察その他委員の方、「平松町」と「平松●丁目」が混在することについて実際、「鶴田町」とかも「鶴田1・2・3丁目」と混在しているところがある。その辺のところも含めて何か意見はあるか。

委 員

前回の時で、会長がおっしゃったとおり「台」を付ける付けないについて正直私もあまり考えていなかった。こういう公園名があるので会長が言ったとおり浸透しており、理解があるのかと思っていた。資料にあるとおり紛らわしい名称が混在しているということで、勉強不足で恐縮だが、このすぐ近くに「平松本町」というところがあるということか。

事務局

当該エリアの南側及び北西側は現在も「平松本町」が存在する。

委 員

警察からすると、住む方が正確に言っていただければ良い。略して言われてしまうと実際現場に行くのが遅くなると思う。当然、「ゆいの杜」とか新しい町の名称はどんどん出てくるので、名前が変わった場合、いかに住んでいる方が正確に変更された町の名称を伝えていただければ、問題ないが、今までの町の名称と混在してしまうと到着が遅れてしまうことは考えられる。ただし、「台」を付ける付けないで、警察側が何か大きく変わるということはない。町の名称が変更されれば、始めはリスクがあると思うが、間違いがないよう気を付けていくので、紛らわしい名称は避けたい

- ところであるが、「台」を付ける付けないで大きく変わることはない。
- 会 長 郵便局の立場から何かご意見はあるか。
- 委 員 郵便局の立場からすると、町の名称が変更されても、番地で伝えていただければ、配達していくことになるので、「平松●丁目」や「平松台●丁目」と付けてもらっても配達はされるので変わりはない。ただし、紛らわしいと言えば紛らわしい。「鶴田」についても旧番地がそのまま生かされたところもあるのは確かなわけで、「平松本町」もまだ広く残っているはずなので、最初の内は混乱があるかと思うが、新しい住所が振られれば、そのとおりに配達する。
- 会 長 法務局の立場から何かご意見あるか。
- 委 員 登記所側からすると住居表示の変更というのはかなり頻繁に行われている。特に区画整理の後には新しい町名に変わるというのが一般的である。住居表示に伴って登記書とか変更を要する必要はない。紛らわしい点が出てこないと思う。ただ、登記事項証明書の発行を請求された場合ご自分でしっかり認識をしていけば特に問題はない。
- 会 長 東日本電信電話株式会社の立場からご意見はあるか
- 委 員 町の区域や名称について決まれば、そのように対応することは可能である。ただし、故障等で現場に向かう際に、特に慣れない内は、多少の混乱はあるかもしれないが、ある程度慣れれば、対応は可能だと考えている。
- 会 長 地元住民の方々何かご意見あるか
- 委 員 平松本町第一自治会に住んでいる方は（江川）西側の方に「平松本町」があるが、そこに元々は住んでいた。そこに住んでいる方が当該地区内に土地を持っており、当時は住宅がなく畑や平地だったところを、「台の畑」と呼んでいたことから「平松台」になったのではないかと思うが、詳しい経緯等については私も把握できていない。また、当該地区の東側にも「平松本町」があり、西側と東側で挟まれる形となるが、町の名称については、「平松●丁目」でも「平松台●丁目」でもどちらでも構わない。
- 会 長 他に何かご意見あるか。
- 委 員 地元の意向はよく分かるのだが、広い目で見ると、分かりやすい地名も良いのではないか。「平松台●丁目」という地域を限定する地名も良いとは思う。
- 会 長 アンケート調査結果について、他にご意見あるか。ご意見等ないので、次の議題に移る。

(2) 平松ひかりヶ丘自治会からの要望について

- 会 長 次に「(2) 平松ひかりヶ丘自治会からの要望について」だが、平松ひかりヶ丘自治会の総意として町の区域案及び名称案の変更に係る要望書が提出された。その概要について、事務局より説明をお願いしたい。
- 事務局 それでは、「(2) 平松ひかりヶ丘自治会からの要望について」説明す

る。資料5をご覧ください。

1 2月6日付け、臨時委員としてご出席いただいている平松ひかりヶ丘自治会長の井野委員より、「住居表示に係る自治会の要望と関係資料の提出について」要望書及び関係資料として記載のとおり提出された。2枚目をご覧ください。

まず「1 住居表示に係る要望の要点について」だが、内容は大きく3つに分けられている。1つ目の境界についてだが、平松ひかりヶ丘自治会の現状について、次の3枚目、4枚目に記載されており、現在の自治会の境界を尊重していただきたいとの内容である。3枚目の「自治会を中心とした街区図」と照らしながら説明する。こちらの資料の街区に付けられている番号について補足する。こちらの番号は、住居表示における街区番号ではなく、土地区画整理事業で使用している番号である。

宇大東南通り南側にある49街区には、平松ひかりヶ丘自治会の活動拠点となる公民館があるが、こちらを宇大東南通りで町の区域を分けるのは受け入れられないことから、平松本町第一自治会との境界を明確にした町の区域及び名称を望んでいるとの内容となっている。

また、当自治会の公民館については、28街区にお住まいの方から土地を無償譲渡された経緯があり、「平松本町」地域への帰属を希望しているため配慮してほしい旨の内容となっている。具体的な町の区域に関する要望だが、赤い太線で記載している部分が、平松ひかりヶ丘自治会が要望する町の区域となっている。資料2枚目の要望の要点中段に町の区域について要望する各街区の状況が記載されておりますが、特に②については、街区の内側に町の境界を設けるものとなっており、記載されている6つの街区については、自治会区域に合わせて街区内で町の区域の分ける要望となっている。

続いて、「2 町名について」だが、平松ひかりヶ丘自治会員にとって「平松台」は全く耳にしたことのない名称であることから、町名については産業通り西側を「平松1丁目」、東側を「平松2丁目」としてほしいとの要望内容になっている。

最後に、「3 所管事務所」についてだが、当自治会は峰地区連合自治会として活動している地域であることから、「宇都宮市役所」を所管事務所としてほしい旨の要望となっている。

4枚目の資料については、現行の町の区域案及び名称案での問題点と課題一覧となっており、特に問題があるところについて塗りつぶしで記載されているものとなっている。

以上で「平松ひかりヶ丘自治会からの要望」についての説明を終わる。

会 長

平松ひかりヶ丘自治会からの要望についての説明が終わったが、当該区域内で自治会長をやっておられる井野委員から、この件についていか

がか。

平松ひかりヶ丘自治会会長の井野である。この度の住居表示に関するアンケートについて、私どもは大変驚いた。私どもの地域の代表として池崎委員が出席していたが、住居表示に関する審議経過等について何も委任することもなく審議が進められていた。アンケート調査には感心の高い結果が出ているが、要望書を改めて自治会内で検討し、要望書を提出するに至った。役員または自治会員に自治会の考え方を示したところである。

まず、町の境界についてだが、この審議会案として示された案1・案2という産業通りを中心に東西に分けた町名変更については、私どもの自治会の真ん中を産業通りが縦断している。また、東側と西側で行政区域が変わってしまう。このことが大変ショックである。自治会員の49%が東側、51%が西側の半々である。

さらに、案3については、東峰に行政区が変わらざるを得ない方が20%も出てくる状況である。また宇大東南通りでということだが、現在の平松本町第一自治会と、私どもの平松ひかりヶ丘自治会の境界が分からない。私どもの自治会は峰地区という地域で活動をしている。学校区が直接関わってくる。東峰は平石地区・石井小学校、平松本町第一自治会は横川地区・横川東小学校、私ども平松本町は峰地区・峰小学校である。現在のところだが、峰小学校に入学を希望する子供たちが多く、私どもの自治会も近隣のご父兄から自治会の加入希望、子ども会の入会、峰小学校への入学希望があり、3つの地域の境界に存在する自治会である。

このような状況の中で、町の境界の考え方については、出来るだけ自治会の現状を尊重していただきたい。また、町名案である「平松台」という公園の名称を元にといたお話しについて、平成15年に区画整理事業課の方でアンケートを行い、「平松台」という公園の名称を付けたという話だが、当時の自治会長にそのことの経緯を尋ねたところ、私どもの方で希望したのは「平松ひかりヶ丘」であったが、市の希望で「平松台」と付けざるを得なかった。非常に我々の説明と大きな意味合いが違うようなことを確認している。そういう意味では、住民感情として

「台」というようなものは地域外の方が「台」と呼んでいる名称であって、そこに住む住民が「平松ひかりヶ丘」まで要求すると長いだろうということから、「平松」まででいいだろうと考え、要望書に名称を挙げさせていただいた。また、この際ですので、境界のいる地域住民として峰地区として住んでいるという認識の元で峰地区の行事を盛り上げながら、地域コミュニティを充実させていきたい。それが横川地区または平石地区という判断ではなく、峰地区ということで行政区を変えてほしいという要望である。

現状を認めていただきたいということであると、非常に我儘が過ぎると思うが、当自治会として譲れないと感情的になってしまった経緯もある。

街区図についてだが、赤線で引いた部分が「平松1丁目」、「平松2丁目」として要望する町の区域である。実際には図左下に70街区、71街区があり、ここまでが私どもが活動している自治会区域にはなるが、宇大東南通りの南側が完成し交通状況が変わってきたことや、市で考える大きい道路で分けるといった基準等を考えると、ここにお住まいの方を「平松●丁目」に入れることは困難であると考えた次第である。

しかしながら、東側の宇大東南通り南側については、私どもの活動拠点である平松ひかりヶ丘公民館が49街区にあり、大通りで町の区域を分けることは峰地区と横川地区の境界が分からない状況になってしまう。そのため、相澤自治会長の平松本町第一自治会区域と分けた町の境界としていただきたいというのが、平松ひかりヶ丘自治会としての要望である。具体的にお話すると、区域案3でいくと、28街区、29街区、31街区、32街区、34街区が「東峰●丁目」になってしまう。自治会として、これは大変な問題である。さらに40街区については、大きな店舗があり、この街区に2戸だけ住宅がある。店舗の東側には仮設住宅があり、さらに奥になると「東峰町」の住宅があるわけだが、「東峰」に町の名称が変わることについては、説明をしても納得されない状況である。また、42街区の4戸についても同様である。

また、48街区についても街区の真ん中に町の境界線を引いているところであるが、ここも4戸平松ひかりヶ丘自治会員がいる。51街区にも1戸いるが、元々は平松本町第一自治会区域であったが、平松ひかりヶ丘自治会の加入を希望した経緯があるため、町の境界を道路で分けることはやむを得ない状況である。そのような中で私どもでも分からないのが、区画整理西側の隣接する宇都宮大学南自治会区域である。具体的には99街区、86街区、85街区、84街区、81街区になるが、ここは区画整理がこれからのところになるが、この区域は将来どうなるのか住民理解ができていないため、不安に感じている。

そのため、西側の区画整理が完了してから住居表示が実施されるものなのかとも思っていたが、そういった経過の中で住民からは、現状を維持してほしいと強い要望があり総意として寄せられたということで、審議会でご審議いただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

会長

他の委員の皆様から何かご意見、ご質問等があったらご発言をお願いしたい。

井野委員からは、平松ひかりヶ丘自治会長の立場として、特に影響が大きいということで地域の実情についてご発言いただいたところである。また、要望ということで出されているところであるが、この件につ

- いて、何かご意見等あるか。
- 委員 平松ひかりヶ丘自治会として具体的な案はあるのか。
- 委員 現状とお願いということで要望させていただいたところであるが、できるならば、私どもの役員会で再三話が出ていたのは、赤線での町の境界を認めていただきたい。しかしながら、街区内で町の境界とすることがあるのは、住居表示の性質と違うところもあるかと思うが、私の方で住居表示実施済みのところの区域をインターネットで調べてみたところ、約20地域において、街区内で町の境界を定めている状況を確認している。こちらについては、先日、市民課にも情報提供させていただき確認をお願いしているところである。
- 委員 自治会内の班編成についても確認したが、自治会としてどう班編成するのが良いのか、など具体的な案を提示したほうが良いと思う。班編成について色分けしてみたが、結構バラバラになっている。班編成をどういう風に分ければ町の区域と合うのかをよく考えて案を提示したほうが良いのではないか。
- 委員 現在の班については、昨年、班の再編成を行ったところである。東側が11班、西側が9班あるが、どの班も崩したくはないと要望が出ているところである。
- 会長 要望ということで、自治会の街区図が提出されたわけだが、要望にある街区の中で町の区域が分断することについて行政の立場から何かご意見等あるか。
- 委員 警察の立場からは特にないが、個人的には住民の意見を押し切ってまでというのが難しいところである。区域内住民全体の意見とすると区域案2が多い結果と反対された方々に理解を得えられるための方法を検討する必要がある。
- 会長 住居表示の目的にも関わってくると思うが、郵便の立場からご意見あるか。
- 委員 郵便局の立場としては、決められた住所に配達するということになる。
- 会長 法務局の立場としてご意見等あるか。
- 委員 法務局の立場として、土地区画整理事業によって新しい図面が作成されるわけだが、あくまで地図というのは1つ街区を単位として作成されるのが一般的である。そのため、今回の街区内で2つの町名が混在しているということになれば、混乱を招きやすくなるため、地域住民の考えは非常によく分かるが、法務局としては、出来る限り街区単位での住居表示が望ましいと考える。
- ちなみにこのように町の区域が変わることで自治会の区域が変更されることはあるのか。
- 事務局 住居表示実施によって町の区域・名称が変更されても自治会区域が変

更されることはない。ただし、隣接する自治会同士の調整により変更される場合はあるが、町の区域の変更に伴う自治会の変更はない。

委員

例えば31街区の赤線内側の自治会の方が、違う町名になっても今の平松ひかりヶ丘自治会にいることは可能ということか。

事務局

町名と自治会の区域については、直接的な関係はないので、引き続き現在の自治会に入っていることは問題ない。

会長

東日本電信電話の立場から、何かご意見等あるか。

委員

NTTの立場として意見はないが、個人的には要望をお聴きすることも、「平松台」で良いと回答いただいた意見も大切であり、そのへんの調整が難しいかと感じている。

会長

関係行政機関からご意見いただいたが、臨時委員からは何かご意見等あるか。

委員

先ほど井野委員から3地区に跨った地区であるということで大変苦労していると感じたところである。自治会のコミュニティをいかに維持していくか、それが町の区域や名称が変わることによってどう影響していくかという風に私は感じた。私は単位自治会の会長もやっており、場所としては宇都宮駅東側にある陽東地区になるわけだが、以前は大通りである「鬼怒通り」はなかったが、それができたことにより、自治会が分断してしまった。町名も「平出町」から鬼怒通り南側が「陽東3丁目」、北側が「陽東4丁目」に変更されたわけだが、大きい道路ができたことや町の区域や名称が変わったことによって自治会にどのように影響したかということについて、現時点で自治会への影響は全くない。従来通り自治会活動は維持されている。

会長

自治会活動についてご意見いただいたところが、その他臨時委員からご意見等あるか。

委員

東峰南自治会については街区にはあまりこだわらないが、町名については「東峰1・2丁目」を希望している。私の考えとしては、街区については、道路を中心に決めていくのが基本である。決して平松ひかりヶ丘自治会の要望を反対するというのではないが、今回の区画整理の機会に、もう少し上手い分け方があるのではないかと思う。

先ほど陽東地区の自治会活動についてご意見があったが、街区が変わっても自治会は東峰南が良いという住民がいるため、考慮するといったことは現在も続いている。そのため、街区についてはそこまで細かくやらないでも良いのではないか。東峰南自治会からはそれほどの要望はない。できれば31街区、32街区のような町の区域を分けるのではなく、もっと行政と平松ひかりヶ丘自治会で調整をすれば良い方法があるのではないか。実際に東峰南自治会区域にいるが、峰小学校に行きたいということで平松ひかりヶ丘自治会に入っている方もいるので、今の感情論ではなく、50年、100年経って「何でこんなことをしたのだろ

- う。」と言われることのないように検討いただければ幸いである。
- 会 長 相澤委員から何かご意見はあるか。
- 委 員 特に意見はない。
- 会 長 学識経験の立場から、何かご意見等あるか。
- 委 員 非常に難しいことだが、地元の考え方や意向を十分に取り入れる必要があると思う。
- 委 員 自治会単位のコミュニティが懸念されていると思うが、自治会単位と町の区域は別で行えるということであれば、小野委員同様に将来を考えて、シンプルに街区で分けるということ調整できないかと感じる。
- 会 長 委員から様々なご意見をいただいたところであるが、井野委員から改めて何かご意見等あるか。
- 委 員 確かに、街区で町の区域を分けることは原則だと思うが、突然のアンケート調査で住民感情がこじれてしまい現状をお出しするしかない状況になった。ただし、街区図をご覧いただくと、小野委員の自治会の境界が緑の破線で示されているが、これが現在の平松本町と東峰町の境界である。これが仮換地によって、29街区、31街区、32街区、34街区は区域案3で外されているところであるが、住所は「平松本町」である。一部、飛び地である「石井町」住所の3戸が、私どもの平松ひかりヶ丘自治会に入っている。さらに28街区については、街区が1つの敷地になっており、現在はお住まいの建物が「東峰町」になっているが、本人は平松ひかりヶ丘自治会での活動を基本としていることや「平松本町に入れるならそうしてほしい。」と本人からの希望もある。なにしろ、公民館の土地を無償譲渡してくださった方でもある。更に付け加えると、行政区が変わる、まちづくり活動は峰地区である不安定な地域であり、諮問事項の中でも予定していなかったのかも知れないが、行政区を横川や平石でなく、宇都宮市役所にしてほしいというのが、要望である。住居表示の区域と自治会の区域が感情的にも理解されにくい状況である。
- 会 長 地域の実情についてご説明いただいた。代表として不安なことについてお話が出されたところであるが、これを含めて他の委員から何かご意見等あるか。
- ご意見等ないようなので、「(2) 平松ひかりヶ丘自治会からの要望」についての議事は終了とする。

(3) 今後の対応について

- 会 長 次に、「(3) 今後の対応について」だが、先ほど事務局及び井野委員より説明があったが、第2回の審議会で町の区域と名称については、地域の意見を参考にして審議会案をまとめたいということで、3つの区域案と名称案である「平松台」、「東峰」についてアンケート調査後、区域内

説明会を実施したところである。アンケートの結果は、区域案についてはバラつきが見られる中で、案2が多い傾向であったことや、名称案について約8割の方が「良い」と回答をいただいたが、平松ひかりヶ丘自治会より町の区域案、名称案や所管事務所案については変更の要望があったところである。

実際に私も審議会の会長として区域内説明会に出席し、地域から様々なご意見をいただいたが、このまま現行の案で審議を進めることは地域への影響を及ぼすものと感じている。

そこで事務局に相談だが、これまで町の区域案、名称案や所管事務所案については、アンケート調査や区域内説明会を実施してきたところであるが、いただいたご意見・ご要望を踏まえて、再度、案について見直すことは可能なのか。町の区域、名称案や所管事務所案については、「修正案」を作成し、次回の第4回審議会で事務局より提示いただき、再度、審議するのが望ましいのではないかと考えている。

事務局

町の区域案、名称案や所管事務所案については、アンケート調査や区域内説明会で意見を伺ったところであるが、平松ひかりヶ丘自治会から多くのご意見をいただき、自治会の総意として要望書が提出されている状況である。

これらを踏まえて、町の区域案、名称案や所管事務所案について、案を再検討することについては可能である。「修正案」の提示にあたっては、次回審議会までに要望のあった町の区域案や名称案、所管事務所案については、「宇都宮市住居表示整備実施基準」を踏まえながら、平松ひかりヶ丘自治会や隣接する自治会と調整を図りたいと考えている。

なお、前回審議会において、今回の第3回の審議会において、答申案を作成する旨説明しておりましたが、スケジュールが変更となるので、引き続きご審議いただくよう、よろしく願いしたい。

会長

事務局より、「修正案」の提示及び再審議について回答をいただいたところではあるが、委員の皆様のご意見を伺いたいと考えている。

このことについて、何かご意見等はあるか。

全委員

異議なし。

会長

異議なしということで、町の区域案等について、地域と調整を図りながら再度検討することとし、第4回審議会で審議することとする。

(4) スケジュール

会長

次に「(4)スケジュール」について、事務局より説明願う。

事務局

それでは、スケジュールについて説明する。要望のあった町の区域案や名称案、所管事務所案については、「宇都宮市住居表示整備実施基準」を踏まえながら平松ひかりヶ丘自治会や隣接する自治会と調整を図り、「修正案」を作成したいと考えている。第4回審議会で「修正案」を提

示し、その後の進め方についても併せて審議をお願いしたい。

なお、先ほども説明したが、前回審議会において、今回の第3回の審議会では答申案を作成する旨説明していたが、スケジュールが変更となるので、引き続きご審議いただくよう、よろしくをお願いしたい。

会 長

事務局より「今後のスケジュール」についての説明が終わったが、ご質問等があったら、ご発言をお願いしたい。

ご意見等が無いようなので、以上をもって、本日の議事を終了とする。

事務局

その他、ご意見等が無いようなので、以上をもって、本日全ての日程を終了し、閉会とする。

【閉 会】午前11時20分